



あいづばんげ 議会だより

210号

令和5年7月25日発行
福島県会津坂下町議会

目次 - CONTENTS -

第2回定例会	2
一般質問(8人が登壇)	6
議会の動き	11
みんなのひろば・編集後記	12

令和5年度 第2回 定例会

令和5年第2回定例会は、6月8日～16日の9日間にわたり開催されました。
全21件全て原案のとおり可決しました。
また、請願2件が審議され、1件が採択となり、関係省庁へ意見書を提出することになりました。

条例

会津坂下町税条例の改正

令和5年度の税制改正による地方税法等の改正に伴う改正。

その他

町道路線の認定 4路線を認定

- メガステージ会津坂下の開発に伴う道路2路線
- 旧中岩田団地用地の住宅造成工事に伴う1路線
- 坂下東第一地区土地区画整理地内の住宅造成工事に伴う1路線



人事

農業委員会委員 10名すべて同意

- 渡部 淳氏（古坂下）
- 渡部 敦氏（中村）
- 木村 行男氏（束原）
- 二瓶 義典氏（御池田）
- 五十嵐朱美氏（五香）
- 鈴木 清介氏（宇内）
- 鈴木 寿夫氏（船窪）
- 五十嵐智子氏（大沢）
- 渡辺 清栄氏（舟渡）
- 永山 廣隆氏（長井）

補正

一般会計補正額 3億9,752万3千円

- 一般会計の歳出の主なもの
- 会津坂下町生活支援事業
- ・住民税非課税世帯等臨時特別支援事業
- 該当1世帯 3万円
- ・ばんげ応援商品券配布事業 1人 5千円分
- ・社会生活支援事業等物価高騰対策事業
- 対象1事業所 10万円
- 各地区から要望のあった町道の整備
- 広瀬コミュニティセンター屋上防水改修工事
- 財政調整基金、福祉基金及び行政センター建設整備基金への積み立て

会 計		補 正 額	補正後の額	主な補正内容
一 般 会 計		3億9,752万3千円 ↑	80億9,666万4千円	
特 別 会 計	国民健康保険	319万9千円 ↓	18億2,419万円	保険料率の確定、人事異動に伴う人件費
	介護保険	494万6千円 ↓	23億5,350万3千円	人事異動に伴う人件費
	後期高齢者医療	445万8千円 ↓	2億 487万5千円	人事異動に伴う人件費
	下水道事業	107万3千円 ↓	6億3,772万7千円	人事異動に伴う人件費
	坂下東第一地区土地区画整理事業	2,401万1千円 ↓	2億 143万5千円	交付金の決定による補正人事異動に伴う人件費
	農業集落排水	1万1千円 ↓	6,688万9千円	人事異動に伴う人件費
水道事業会計（収益的支出）		239万円 ↓	4億5,977万8千円	人事異動に伴う人件費



「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

【提出者】 福島県教職員組合
中央執行委員長 瀬戸 禎子
福島県教職員組合両沼支部
支部長 星 和雄

【紹介議員】 横山 智代

【内容】 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和6年度においても、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な予算確保を行うことを求めるもの。

本会議で採択され、意見書を送付しました。

福島県自治功労者表彰・優良議会表彰 受賞

6月5日、福島県町村議会議長会総会において、青木美貴子議員、山口享議員、佐藤宗太議員の3名が議会議員として長年の功績により、表彰されました。

第2回定例会の開会に先だち、議長から3名の議員へ表彰状が渡されました。

また、会津坂下町議会も優良議会として表彰されました。▶



佐藤宗太議員、青木美貴子議員、山口享議員

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書

【内容】 多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、同制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではない。中小零細事業者の事業継続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求めるもの。

本会議で可決され、意見書を送付しました。

反対

インボイス制度導入の目的は、国家予算における消費税自体の増収であり、決して増税ではありません。消費税自体の増収を見込んでいるとすれば、それは地方消費税や地方交付税などの地方財政に対してプラスに働く側面も有しているため一概に反対するものではないため委員長報告に反対します。
(赤城 大地 議員)

賛成

この制度が始まれば、消費税を価格に転嫁できない事業者や農業者、個人事業主に大きな影響を及ぼすことは明らかだ。一方では2兆円もの消費税が企業に還付されており、イジメとしか言い様がない。よって、この請願は採択すべきです。
(小畑 博司 議員)

2, 4, 5-T系除草剤の早期撤去を求める意見書

【内容】 宇内地内と高寺地内の2箇所の国有林に昭和47年より埋設されている2, 4, 5-T系除草剤。町民の方々の安心・安全の確保や早期の不安解消のため、早期に撤去することを求めるもの。

本会議で可決され、意見書を送付しました。

役場新庁舎建設

新庁舎建設に係る令和5年のこれまでの経過をお知らせします。



町長の表明を受ける

新庁舎の建設場所については、令和5年2月に開催された議会全員協議会で建設予定地を「旧厚生病院跡地」にするとの表明を受けました。

新庁舎建設検討特別委員会での協議

議会でも新庁舎建設検討特別委員会を開催し、協議を重ねました。

令和4年12月議会以降の新庁舎建設検討特別委員会の経過

- 12月 「疑念の生じない建設を」との要請書を町長に提出。
- 2月 議員からの「旧厚生病院跡地を候補地とした議論を中止するよう町へ進言すべき」との提言について議論。賛成少数により申し入れは行わない事とした。
- 3月 厚生連などとの接触の経緯について町に説明を求める。
- 4月 改めて厚生病院跡地に選定した理由・経過について町長に説明を求める。
- 5月 議会として果たすべき役割について、議員間討議。議会として、町民の皆さんとの懇談会等を計画することを確認。

6月議会での提案を延期

当初、この6月議会に新庁舎建設場所の変更の議案が提出されることとなっていました。

しかし、町が各地区で開催した町民懇談会での皆さんから頂いた多数の意見を受けて、町民の皆さんが望む将来のまちの姿やそれに伴う行政機能などの議論が足りないとして、議案の提出は延期されました。

請願書が提出される

また、6月議会には、会津坂下町の街づくりを考える会より「新庁舎建設に関する請願」が出され、委員会に付託、審議され、不採択という結果となりました。

最終日の本会議でも様々な討論がされました。その後の採決で、請願の採択に賛成6名、反対7名で請願書は不採択となりました。

(詳しくは次ページ)

町の今後の動き

庁舎建設は施設を整備するだけでなく、防災拠点の確保、市街地の形成など、将来に大きな影響をもたらす重要な事業であります。

今後策定を始めるまちづくりの最上位計画、「第6次会津坂下町振興計画後期基本計画」を検討していく中で、まちづくり全体を考え、新庁舎のあるべき姿を町民の皆さんと一緒に検討していくことです。

議会としては

庁舎の位置は会津坂下町の将来を見据える大事な議論の一つです。

議会としましても、町民の皆様の想いや声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

懇談会等の開催時期や詳しい内容は決まり次第お知らせします。ぜひご意見をお聞かせください。

先日発表された町長方針はこれまでとは違い一方的なものでなく、議会や全町民の皆様とひとつひとつの議論を重ねながら決定していきたいというものでした。

したがって二元代表制のもと議会においても、それを補完する案または対案をもつべく、全町民の皆様のご意見を伺うよう同様の措置を講ずるべきと考えます。したがってこの請願は採択し時間をかけて議論されるべきものと考えます。
(赤城 大地 議員)

会津坂下町議会基本条例で議会は、協働を推進するため、町民と意見交換し町政全般に関する課題を的確に把握しなければならないとしています。

請願は庁舎建設地をめぐる議論を交わす上で参考になると考えられます。
(物江 政博 議員)

この請願は採択すべきと考えます。町長が厚生病院跡地を新庁舎として表明しましたが、議会としての議論がまとまっていない状態です。この請願書は参考資料として出された一部かと思えます。もっと議会として議論すべきだと思います。
(青木美貴子 議員)

新庁舎建設で住民の関心が最も高いのは立地であり、町を二分する話題となり、それぞれの立場ですべてが正論であることが問題を難しくしていると考えます。

請願書を熟慮し、現状のような事例が許されるなら議決の重み、行政執行の悪しき前例となります。推移を見守っていくことを認識すべきであろうと考え、請願書の採択に賛成いたします。
(酒井 育子 議員)

新庁舎建設に関する請願

【提出者】 会津坂下町の街づくりを考える会
代表 猪俣 恒雄

【紹介議員】 五十嵐 一夫

【内容】 会津地方の商業、流通の中心としての歴史があり、郡役所もあった現会津坂下町庁舎周辺用地を5年前の議決に基づき速やかに建設計画を実施する様町当局へ意見書を提出する事を請願するもの。

討 論



～新庁舎建設に関する請願について～

反 対

昨年の6月に「新庁舎建設場所について再度協議を求める請願」を議会は採択しました。それを受けて町は協議をしています。加えて中心市街地の活性化も含めたまちづくりも協議し、提案しようとしています。したがって、建設場所も含め、協議を踏まえた町の提案が出されるのを待っている今、建設場所を議決するような請願は採択すべきではありません。
(小畑 博司 議員)

庁舎建設地を指定した意見書の提出を求める本請願は、現庁舎周辺を含め再考すべしとして提出済の意見書にそぐわない。住民の声等を考慮しながら検討している現況の中、建設地を特定しての請願は不採択すべきである。
(渡部 正司 議員)

私はこちら判断！

賛否の分かれた議案

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	目黒 克博	蓮沼 文明	物江 政博	赤城 大地	横山 智代	渡部 正司	佐藤 宗太	山口 享	青木美貴子	渡部 順子	五十嵐 一夫	酒井 育子	小畑 博司	水野 孝一
請願第3号 新庁舎建設に関する請願	×	×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	×	議長
発委第3号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

上記以外の議案は賛成全員で可決しました。 ○：賛成 ×：反対 議長は採決に加わりません